

令和7年（フ）第8747号
東京都八王子市明神町2丁目26番4号 アー
バンプラザ・I Z U M I 606号室
破産者 アールネクサス株式会社
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8748号
東京都八王子市上柚木2丁目63―5―802
破産者 金子 良介
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第84号
東京都品川区大井1丁目31―1―1114
破産者 鈴木 達也
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第384号
東京都荒川区東尾久1丁目19―1 2F
破産者 磯辺 菜々夏
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第572号
東京都足立区花畑8丁目4―6―303
破産者 高井 敏成
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1076号
東京都葛飾区水元5丁目11―3
破産者 下司 奏

1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1105号
東京都目黒区原町1丁目9―1―303
破産者 桑原 弘之
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1272号
東京都目黒区原町1丁目9番1号 東京シェ
ア西小山303
破産者 合同会社アイエムアイ
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1331号
東京都世田谷区東玉川1丁目35―19
破産者 野中 良晃
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1412号
東京都中央区銀座7丁目11番3号、営業して
いた店舗東京都千代田区霞が関3―2―6 東
京倶楽部ビルディング1階 焼肉たまき家
破産者 株式会社たまき家レストラン
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1860号
東京都杉並区上井草1丁目30番15号
破産者 合同会社パンブレイブ
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1861号
東京都練馬区春日町3丁目4―5 コーポブ
ロティアB―101
破産者 大野 美穂
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2222号
東京都府中市矢崎町1丁目10―7―103
破産者 濱田 滉太
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2525号
東京都練馬区光が丘2丁目10―4―307
破産者 中川 耀
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2538号
東京都世田谷区深沢6丁目14番8―205 深
沢614
破産者 有限会社Souling
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2540号
東京都台東区東上野3丁目21番2号
破産者 株式会社A&L
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2541号
東京都墨田区京島1丁目17―4―201号
破産者 枝 浩太

1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2542号
東京都墨田区京島1丁目17―4―201
破産者 枝 浩代
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3470号
東京都品川区旗の台2丁目2―18―801
破産者 工藤 諒祐
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3556号
東京都足立区佐野2丁目35―14―302
破産者 塩谷 浩一
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3557号
東京都足立区佐野2丁目35―14―302
破産者 塩谷 美紀
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3699号
東京都杉並区永福4丁目1―5―305
破産者 小熊 健之
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部